

愛車買取オークションセルカ アンバサダープログラム利用規約

この利用規約（以下「本規約」という。）は、クイック・ネットワーク株式会社（以下「当社」という。）が提供する愛車買取オークションセルカ アンバサダープログラム（以下「本プログラム」という。）の利用に関する条件を、アンバサダー会員と当社との間で定めるものである。本プログラムを利用するアンバサダー会員は、本規約の全文を読み、内容を理解した上で、本規約に同意する必要があるものとする。

第1条（目的）

本規約は、本プログラムの利用条件およびアンバサダー会員と当社との間の権利義務関係を定めることを目的とし、本プログラムの利用に関わる全ての関係に適用される。

第2条（同意）

アンバサダー会員は、本規約に同意しなければ本プログラムを利用できない。

2. 本規約は、全てのアンバサダー会員に適用され、アンバサダー会員登録時および登録後も遵守する必要がある。

第3条（定義）

本規約における用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 本プログラム：アンバサダー会員が当社のサービス（以下「本サービス」という。）を紹介し、紹介により本サービス上で自動車の売買契約が成立後、売買代金等の支払いが完了した場合に、アンバサダー会員が特典を受けられるプログラム
- (2) 本ウェブサイト：当社が本プログラムのために提供するウェブサイト（理由を問わず、ドメインまたは内容が変更された場合は、変更後のウェブサイトを含む。）
- (3) アンバサダー会員：本規約に同意し、アンバサダー会員登録を完了した者
- (4) 紹介：アンバサダー会員に付与された紹介コードを含む専用申込ページ（URL）を第三者に提供し、第三者が当該ページを通じて申し込むこと。口頭で URL を伝える、または紹介コードを直接入力させるなど、専用申込ページを経由しない申込は紹介とみなさない。
- (5) 被紹介者：アンバサダー会員から本サービスを紹介された者

第4条（アンバサダー会員登録）

本プログラムの利用を希望する者は、当社の定める方法により登録情報を提供し、アンバサダー会員登録を行う必要がある。

2. 当社は、次のいずれかに該当する場合、アンバサダー会員登録を拒否または抹消することができる。なお、当社は理由開示の義務を負わず、これによりアンバサダー会員に生じた損害について一切責任を負わない。

- (1) 自動車の販売・購入を業とする者
- (2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、その他法律行為（契約）ができない者
- (3) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、準構成員、関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者）またはこれらの者と密接な関わりを持つ者
- (4) 登録情報に虚偽、誤記、または記入漏れがある者
- (5) 過去に本規約または当社との契約に違反した者、またはその関係者
- (6) 第 11 条の禁止行為を行った、または行う恐れがあると当社が判断した者
- (7) その他、アンバサダー会員登録が不適切と当社が判断した者
- (8) アンバサダー会員は、登録情報に変更があった場合、速やかに修正しなければならない。登録情報の誤りによりアンバサダー会員に生じた損害について、当社は一切責任を負わない。

第 5 条（ID・パスワード）

当社は、アンバサダー会員に ID およびパスワードを付与する。アンバサダー会員は、これらを適切に管理し、第三者に利用させたり、譲渡、貸与、担保提供したりしてはならない。

2. 本ウェブサイトの利用において、ID およびパスワードが使用された場合、当社はアンバサダー会員本人による利用とみなす。

第 6 条（アンバサダー会員情報）

当社は、当社のプライバシーポリシー（<https://www.sellca-sellcar.com/privacy/>）に従い、アンバサダー会員の個人情報を取り扱う。アンバサダー会員は、当社がプライバシーポリシーに従って個人情報を取り扱うことに同意する。また、当社は、アンバサダー会員が提供した情報を、個人を特定できない統計情報として利用、提供、公開できるものとする。

第 7 条（紹介特典）

アンバサダー会員の紹介により被紹介者が本サービス上で自動車の売買契約を締結した場合、当社はアンバサダー会員に特典を支払う。ただし、被紹介者が初めて本サービスを利用する場合に限る。過去に本サービスを利用したことがある場合、または当社のデータベースに取引履歴がある場合は対象外である。また、当社は、被紹介者が新規利用者であることを確認できない場合、特典の適用を

無効とする権利を有する。適用条件を満たさないことが判明した場合、当社は特典を取り消し、支払った特典に相当する額の返還を求めることができる。

2. 特典の金額、消費税の算定方法、支払確定条件、支払期日などは、別紙「セルカアンバサダープログラムご利用ガイド」に記載のとおりとする。
3. アンバサダー会員が当社と他の契約を締結している場合、他の契約に基づく特典が優先され、同一案件について本規約に基づく特典を重複して受け取ることはできない。

第 8 条（支払方法）

紹介特典は、前月中に売買代金等の支払いが完了した取引について、毎月 25 日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）にアンバサダー会員指定の銀行口座に振り込む。振込手数料は当社の負担とする。

2. アンバサダー会員が指定できる金融機関口座は、アンバサダー会員本人名義の口座に限る。

第 9 条（広告宣伝）

アンバサダー会員は、紹介のためにインターネット、DM、チラシなどで広告宣伝を行う場合、事前に内容と方法を当社に通知し、許諾を得る必要がある。

第 10 条（インターネット環境）

本プログラムの利用にはインターネット接続が必要である。アンバサダー会員は、自己の費用と責任で必要な環境を準備する必要がある。

2. 当社は、インターネット環境の準備、設置、操作について一切関与せず、サポートも行わない。
3. アンバサダー会員は、インターネットの利用に伴うリスクを理解した上で、本プログラムを利用するものとする。

第 11 条（禁止行為）

アンバサダー会員は、本プログラムの利用において以下の行為を行ってはならない。

- (1) 本規約に違反する行為
- (2) 法令に違反する行為
- (3) 当社又は第三者の知的財産権、プライバシー、名誉、その他権利または利益を侵害する行為
- (4) 公序良俗に反する行為
- (5) 虚偽の情報を登録する行為
- (6) 複数アカウントを作成する行為
- (7) 法律行為（契約）ができない者、または反社会的勢力によるアンバサダー会員登録

- (8) ID・パスワードの譲渡または貸与
- (9) 他者の ID・パスワードを利用する行為
- (10) 取引の履行を遅延させ、または妨げる行為
- (11) 当社または第三者になりすます行為、または誤解を招く行為
- (12) 当社または本プログラムに関わる第三者に対する嫌がらせ、業務妨害、誹謗中傷
- (13) 風説の流布、偽計、または威力を用いる行為
- (14) 当社または第三者への不当な要求
- (15) 暴力または脅迫的な言動
- (16) 不適切な情報の投稿または発信
- (17) 第三者の個人情報やプライバシー情報の収集、公開、提供
- (18) 収集した個人情報等の不正利用
- (19) 当社のサーバーやネットワークへの妨害行為
- (20) 不正アクセス
- (21) 本プログラムのソフトウェア等の複製、改変、解析
- (22) 当社への不必要な問い合わせ、荒らし行為、スパム行為
- (23) その他、当社が不適切と判断する行為

第 12 条（禁止行為への措置）

当社は、アンバサダー会員が前条の禁止行為を行った場合、事前に通知することなく、利用停止などの措置を講じることができる。当社は、理由開示の義務を負わず、これによりアンバサダー会員に生じた損害について一切責任を負わない。

第 13 条（アンバサダー会員間の紛争）

アンバサダー会員は、本プログラムに関して他のアンバサダー会員または第三者との間で紛争が生じた場合、自己の費用と責任で解決するものとする。ただし、当社は必要と判断した場合、紛争解決に関与することがある。

第 14 条（損害賠償）

アンバサダー会員は、本プログラムの利用により当社に損害を与えた場合、損害賠償責任を負う。

第 15 条（無保証）

当社は、本プログラムおよび本ウェブサイトの安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどについて、法律で許容される範囲内で一切保証しない。

第 16 条（通知・連絡）

1. 当社は、アンバサダー会員への通知・連絡を、適切な方法（ウェブサイト、メール、電話、郵便など）で行う。
2. アンバサダー会員から当社への連絡・問い合わせは、本ウェブサイトの問い合わせフォームを利用するものとする。

第 17 条（規約変更）

当社は、合理的な理由がある場合、本規約を変更することができる。変更後の規約は、ウェブサイト上で通知または公表された時点で効力を生じる。アンバサダー会員が変更後に本プログラムを利用した場合、変更後の規約に同意したものとみなす。

第 18 条（中断・変更・終了）

1. 当社は、メンテナンス、障害対応、天災などの場合、本プログラムの提供を中断することができる。
2. 当社は、いつでも本プログラムを変更または終了することができる。
3. 当社は、本プログラムの中断、変更、終了によりアンバサダー会員に生じた損害について、一切責任を負わない。

第 19 条（利用停止）

1. 当社は、アンバサダー会員が以下のいずれかに該当する場合、利用停止などの措置を講じることができる。
 - (1) 連絡が取れない場合
 - (2) 支払能力がない場合
 - (3) 倒産手続きを開始した場合
 - (4) 意思能力・行為能力がない場合
 - (5) 過去に利用停止となったことがある場合
 - (6) その他、利用が不適切と判断した場合
2. 当社は、アンバサダー会員の状況確認のため、必要な措置を講じることができる。

第 20 条（反社会的勢力排除）

アンバサダー会員は、自らが次の各号のいずれにも該当せず、将来にわたっても該当しないことを表明し、当社に対して保証する。

- (1) 自らまたは自らの役員もしくは自らの経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会

屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という。）であること

- (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (6) 自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

第 21 条（秘密保持）

アンバサダー会員は、当社の秘密情報を第三者に開示してはならない。

第 22 条（退会）

アンバサダー会員は、所定の方法で退会できる。

- 2. 退会時に未払い債務がある場合、直ちに支払う必要がある。
- 3. 退会後のアンバサダー会員情報は、プライバシーポリシーに従って取り扱う。

第 23 条（分離可能性）

本規約の一部が無効となった場合も、残りの部分は有効とする。

第 24 条（準拠法）

本規約は、日本法に準拠する。

第 25 条（管轄裁判所）

本規約に関する紛争は、神戸簡易裁判所または神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

【附則】

2025 年 4 月 22 日 施行

セルカの魅力を一緒に広めよう！
セルカアンバサダープログラム
ご利用ガイド



Become a SellCa Ambassador

セルカアンバサダーとは？

セルカの魅力を一緒に広めていただく方々のことです。

セルカアンバサダープログラムでは、
紹介した方のお車の売却が成立した際に、
セルカアンバサダー様と紹介された方の両方に特典が
プレゼントされます！

ぜひ、一緒にセルカの魅力を広めていきましょう！



アンバサダー

5000円
プレゼント



紹介された方

5000円
成約特典付与

※セルカを初めて利用される方が対象



何人紹介してもOK！

紹介すればするほど特典GETのチャンス

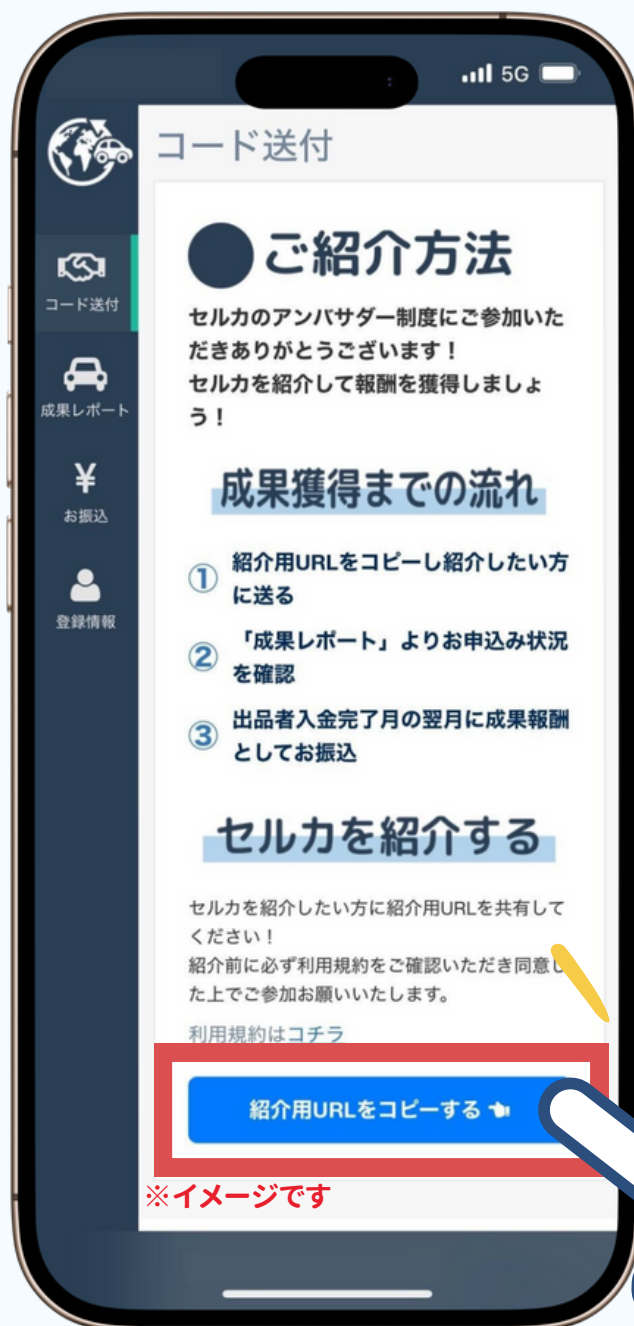
※同じ人を何度も紹介することはできません

※アンバサダー自身がこの制度を利用することは出来ません

紹介方法



コード送付ページで紹介方法を確認できます！
紹介方法はとっても簡単！
ページ内の下の方にある「紹介用URLをコピーする」
を押してそのURLを紹介したい人に送るだけ！



※このURL以外からのお申し込みの場合アンバサダープログラムは適用されません
被紹介者の方には必ず紹介用URLからお申込みいただくようにしてください

被紹介者申し込みフォーム

紹介用URLを押すと査定フォームが表示されます！
このページから被紹介者が申し込むと
アンバサダープログラムが適用されます。

11:14 5G

売買取引オークション
セルカ

1分簡単査定申込

メニュー

査定フォーム

お車の情報

メーカー・車種名 **必須**

選択してください

年式 **必須**

選択してください

走行距離 **必須**

選択してください

お客様の情報

姓 (カナ) **必須**

例) セルカ

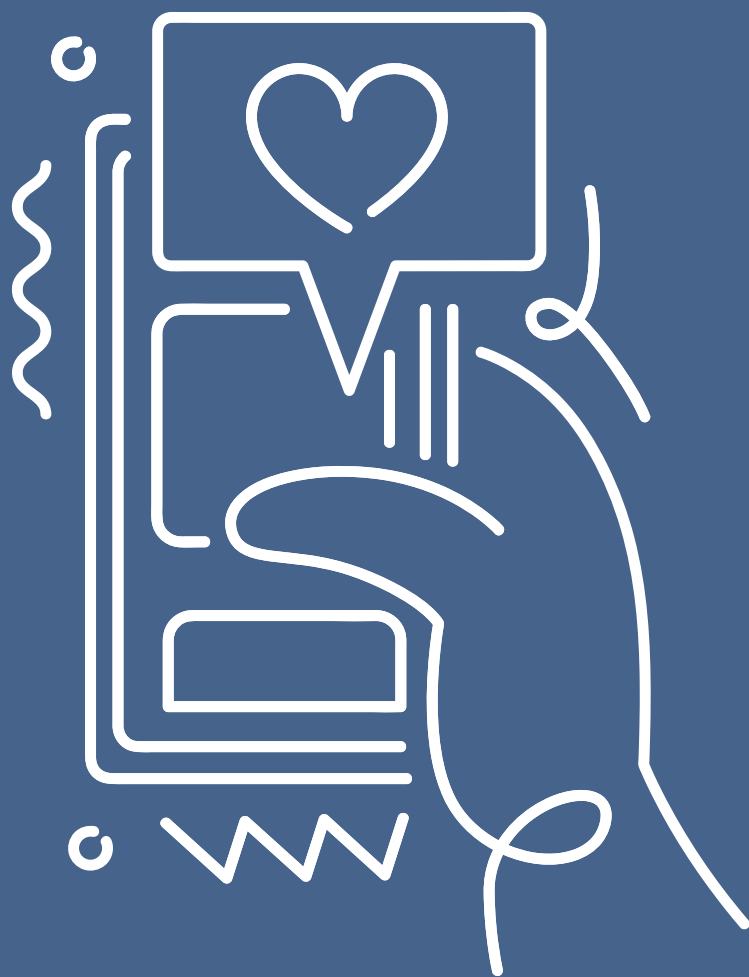
電話でお問い合わせ
9:00~19:00

無料査定依頼
24時間受付

※イメージです sellca-sellcar.com

※他のページからの申し込みの場合アンバサダープログラムが適用されませんのでご注意ください

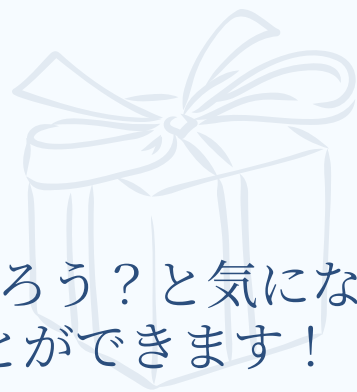
セルカアンバサダー専用 マイページの使いかた



Become a SellCa Ambassador

成果レポート

自分の紹介した人が今どういった状況なんだろう？と気になった場合はこの成果レポートで確認することができます！



【レポートの見方】

- ① 査定
- ② 出品
- ③ 成約
- ④ 取引完了

上記が確認可能となっております。
それぞれのステータスはマークで表示されます。
マークの意味は下記の通りです



→ 未完了



→ 完了



→ キャンセル

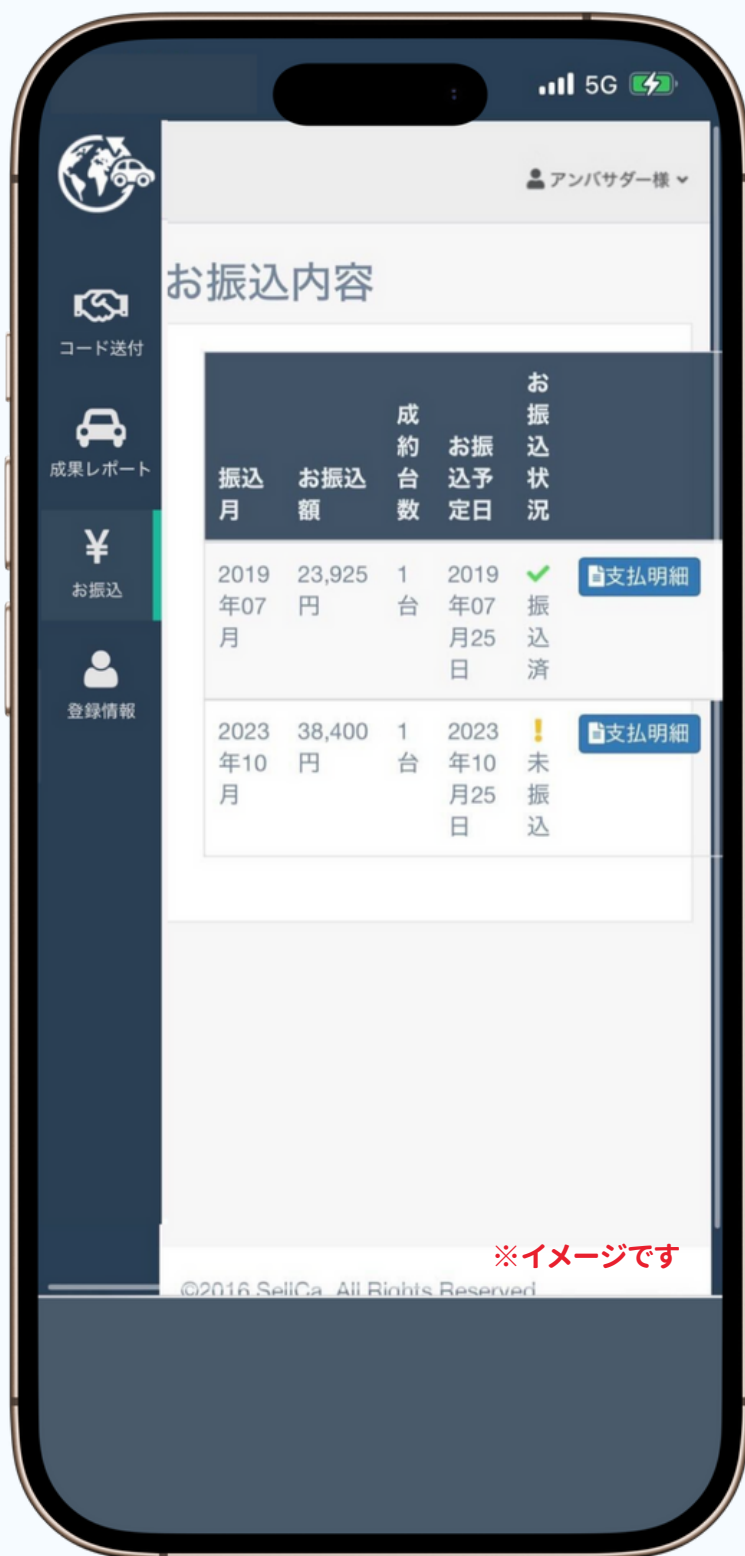


※④取引完了が「✓」になれば特典を受け取ることができます。
※取引完了までは被紹介者の申し込みから2カ月ほどお時間を要する場合がございます。

お振込み



お振込みページでは月ごとの振込金額や明細を確認できます



登録情報

お申し込み時にセルカに登録した情報が確認できます。



ログイン用メールアドレス
ログイン用パスワード
口座情報は
こちらで変更可能!!!

それ以外の項目を変更されたい場合はお手数ですが
セルカサポートまでお問い合わせください
セルカサポートTEL：050-3145-6925
セルカサポートMail：support@sellca-sellcar.com

【必読】 宣伝時の注意及び禁止事項

① サイト作成時の注意事項

サイト作成時には公序良俗や法律に反していたり、他人の権利を侵害したりしないようお気をつけください。

また、他人の財産・権利・名誉などを侵害し、相手に損害が発生した場合は、その損害を賠償しなければなりません。

その他、著作権、景品表示法等の法令遵守の徹底をお願いします。

セルカの宣伝を行う際の注意事項は、以下の資料にまとめております。必ずご確認ください、記載されているルールを順守したうえで宣伝活動を行っていただきますようお願いいたします。

セルカの広告レギュレーションを確認する



※Googleスプレッドシートが開かれます

※ルールに違反していることが発覚した場合、成果が発生していても報酬のお支払い対象外となります。また、提携を解除させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※宣伝に使用されるSNSアカウントや制作物については、事前に確認させていただく場合がございます。

【必読】特典付与のルール



①特典付与の確定ルール

アンバサダー特典は、被紹介者による取引が完了した場合にのみ付与されます。したがって、取引が途中で終了した場合は、特典付与の対象外となりますので、あらかじめご了承ください。

なお、紹介された方の取引完了状況については、成果レポートにてご確認ください。成果レポート内の「④取引完了」に✓が表示されていれば、特典を受け取ることが可能です。

※取引完了までには、被紹介者のお申し込みから約2カ月ほどお時間をいただく場合がございます。

②特典金額の確定と支払日

アンバサダー特典の支払額は、当該月内に被紹介者の取引が完了した場合に確定し、翌月に支払いが行われます。
(例：1月中に取引が完了、特典は2月に支払い。)

- **特典金額**

5,000円（税込）

- **支払日**

毎月25日（金融機関休業日の場合は翌営業日）

- **支払方法**

アンバサダー会員が指定する銀行口座への振込

※特典金額については変更される場合があります。変更となる場合はお知らせいたしますのでご確認ください。